

# きほく通信

第29号

2012年  
6月5日  
発行

難病  
患者家族会  
きほく

## 第7回総会開催

平成24年6月2日  
会場 青洲の里



神森会長（写真上）は開会のご挨拶で、

「気候不順な折、体調は如何でしょうか？。本日はたくさんのご参加をいただき、ありがとうございます。今、国会では障害者総合支援法が閣議決定され、難病がその範囲に加えられようとしています。さまざまな福祉施策が難病患者にも適用されることとなります。

しかし、その範囲こそ重要で、これに適用しない患者は除外されてしまいます。私たちは小さな患者会ですが、力を一つにして、支援や療養、援助が必要とするすべての難病患者が救われるよう努力しなくてはなりません。

このような動きに当事者として声を上げるのが患者家族会の役割であると思います。今後ともご協力をお願いいたします。」と話されました。



来賓として岩出保健所難病対策班の小林保健師（写真上）の挨拶をいただき、つづいて紀の川市福祉保健部長のメッセージが代読されました。



また、全国パーキンソン病友の会の坂口昭治和歌山県支部長（写真上）からは連帯のご挨拶をいただきとともに、重ねて祝儀金一封を賜りました。議事終了後、全員自己紹介し、親睦交流を図りました。左は総会と昼食のようすです。



## 吉村由里子さんからお知らせ

前きほく会長の吉村由里子さんから、介護職員等による喀痰吸引等（たんの吸引・経管栄養）の制度が始まりましたというお話がありました。

吉村由里子さんは病氣と闘いながら介護福祉士の国家試験に合格し、現在実務で研鑽を積みまわっています。

この介護福祉に合格しても和歌山県や登録研修機関が行う一定期間の研修を行う必要があり、この研修を終了してはじめて「認定特定行為業務従事者」の認定証が交付されます。

この制度は今年4月から始まり、吉村さんはその認定を受け、「できれば難病患者さんたちのお役に立てればと考えています」と協力を申し出てくれています。

この制度を利用するには、不特定多数を対象とする「入所施設・事業所」と特定の者を対象とする「在宅系事業所」があり、それぞれ問合せは異なりますが、まずこのことについて聞きたいことやご相談等ございましたら、直接吉村さんにお問い合わせ下さい。

連絡先は

0736(60)1643

吉村由里子様までお願いいたします。

（写真下は青洲の里で満開の美女柳です）



【会長】神森 和子  
紀の川市中三谷

【相談室】0736(77)5161  
【事務局】〒649-6612 紀の川市北涌371

森田方 TEL0736(75)4413